時事新報

商安を如何せん、（昨日の續）

郵船會社の事は前號に述べたる如くなれども炭礦鐵道會社保護廢止の一事に就ても我輩は國の商安の爲めに其非を斷言するものなり議會の論點は主として其賣渡の始末を咎むるもの丶如くなれども是れは自から別問題なれば後に述ぶる事とおし扨その發起人及び株主たる者に如何ある不埒落度ありやと云ふに彼等は唯金を出して之を買受けたるのみにして且政府と公然の約束もわり其物は既に私有の財産と心得て國の法律の下に安全を疑はざるものあり然るに其賣渡の事情を以て單に會社株主を苦しむるは方角違ひあるのみならず既成の約束を破りて財産の安全を害せんとするは沙汰の限りと云はざるを得ず抑も會社の創立は一昨二十二年の末にして時日は新なりと雖も法律の保護に生活する社會の人心は只管私産の安全を信じて疑はざるが故に株式の賣買は其安全の信仰と共に行はれて既に昨二十三年一月より本年一月に至るまでの間に取引したる株式取引所の出來高は總計凡そ三十五萬四千株ありと云へり一年間の賣買には隨分夥しき數あれども萬一にも保護金廢止の議實行せらるゝに至らば其轉々賣買の間に株を買入れたる今日の新株主は勿論、之を抵當にして金を貸したる者も忽ち財産の安全を失ふことにして、若しも政府が實際に斯る非舉を行ふて差支あきものあれば公債證書なり又は地券なり政府は勝手次第に其價格を左右し得るなどとしあり人民の私權は全く無きものと覺悟せざる可らず（前年政府理財の當局者が公債を整理すると稱して整理公債證書を發行し樣々の方便を以て從前七分利のものを五分利に下らしめたるが如き實に非常の劇變にして我輩は今に至るまで之に服するを得ず其餘弊の波及する所に就ては別に論ずる所あるも可し）左りとては驚入たる次第にして我輩は飽までも其非を訴へんとするものあり元來政府が炭礦鐵道に保護を與へたる餘意は會社が政府より買受けたる手宮幌内間及び幌内郁春別間の既成鐵道の外に北海全道に運輸交通の便を開き且つ開拓事業を翼贊する云々の旨を以て室蘭港より空知太に達する線路及び其線路より夕張炭礦空知炭礦に達する兩支線を新に布敷するの計畫を定め政府は即ち此新線路に對して一個年五朱の補給を約束したる其代りに命令書第三條に於て北海道農産物にして製造を加へざるものは定額賃金の半額を以て之を搭載し又官の保護ある北海道の民及び其携帶する日常必要品（家具衣類農具）に限り無賃にて搭載す可きの義務を負はしめ而して其命令書は利子を補給する年限内有效のものと規定したり左れば政府が中途にして約束を變じ利子の補給を廢するときは其命令は無効に歸するが故に好しや最初の計畫通り室蘭空知太間及び其他の線路は年を逐ふて落成するとするも會社は全く社利の爲めに營業するものにて前記命令書の義務を負はざるは勿論、北海道の如き未開の地を通ずる鐵道は内地の線路に比して乘客荷物も少ければ其運賃も自から高からざるを得ずして會社は收支の損益上より運賃を引上ぐるあらん歟に當然の事なれども之が爲め目下の急務なる開拓移住の事業には如何ある影響を蒙る可きや智者を待たずして知る可きのみ又更に一歩を進めて考ふるに會社の資本六百五十萬圓の金額中百五十萬圓は各炭山の起業費幷に既成鐵道買受の代金及び其改良費に充て殘り五百萬圓は助ち政府より利子の補給を得て新線路の起業費に供する者なれども本來會社の私を云へば鐵道は既成の線路に止め單に炭礦の採掘運搬のみに從事するときは其利益は非常の者にして實際の經驗に於て既に三割九分の純益ありとのことなれば政府との約束あきに於ては更に新線路を企つるの勞もなくして然かも利運は萬々歳ある可し政府より其約束を破りたるを幸なれ今より手を縮めて新線路の擴張を中止し之が爲めに集めたる資本は夫々株主へ割戻しを出すは必然なり而して其利を永ふす可しと覺悟を極めたらば如何其覺悟は何人も外より云々するみと能はざれども斯くては會社の擧昌すると同時に北海道の事業は蓁靡振はずして他年後世今の議會の人々に北海道開拓の功を遲からしめたるの榮譽を歸するに至る可し議會の人々は果して此榮譽を甘受せんとするものあるや否や顧ふに北海道の計畫は一にして足らざれども眼前に差迫りたる一事は彼のニカラグヮ運河の開鑿にして今後五年の間に工事落成して太平洋の新航路開くるに至れば箱館港は石炭供給の中心と爲り世界の船舶茲に輻輳するや疑ふ可らず我輩は今より其機に先ち炭礦鐵道の線路を箱館に延長し（室蘭線は中止するも）大に石炭輸出の便を開き兼て北海道開拓の業を成すの必要を感じ之が爲めには更に政府の保護を促さんとするものなれども（箱館港及び炭礦鐵道延長の事は前日の紙上に掲載したるニカラグヮ運河と題する說の續稿中に更に論ずる所あるも可し）議會の所論は至極活潑手輕にして國の商安あきは之を度外に置き百年の長計に思ひ至らずして自から其名譽を輕するが如き我輩の聊か感服せざる所なり

（以下次號）

官報

○閣令第一號

明治十六年（三月）太政官第十七號達金銀木杯金圓賜與手續中左ノ通追加ス

第三條及第四條中勅奏任官ノ下ニ「奏任官以上ノ待遇ヲ受クル者」ノ十三字及華族ノ戶主ノ下ニ「其祖父母父母妻嫡長子孫及其妻」ノ十四字ヲ加フ

第五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條　外國人ニ金銀木杯金圓又ハ褒狀褒詞ヲ賜フヘキ者アルトキハ總テ內國人ノ例ニ準スト雖モ公使館員及帝室ノ貴賓ニ係ルトキハ外務大臣ヨリ賞勳局總裁ニ申牒シ授與ノトキハ亦同大臣ヲ經由シテ之ヲ傳達セシムヘシ

明治廿四年二月二十日

內閣總理大臣伯爵山縣有朋

○閣令第一號

太政官第十七號達（明治十六年三月二十六日）ノ錄

第三條　金銀杯又ハ特例金圓又ハ褒賞金銀木杯又ハ金圓ヲ併セ賜フ事項ハ賞勳局總裁之ヲ管理スルモノトス

褒狀又ハ木杯又ハ定例金圓ノミヲ賜フハ警視總監府知事縣令管理施行スルモノトス

但勅奏任官竝從六位以上及ヒ勳六等以上ノ者及ヒ華族ノ戶主ニ賜フヘキトキハ第四條ニ準據スヘシ

第四條　金銀杯又ハ特例金圓又ハ褒賞ト金銀木杯又ハ金圓ヲ併セ賜フヘキ者アルトキハ警視總監府知事縣令ヨリ內務卿又ハ農商務卿ニ具申シ內務卿又ハ農商務卿ハ之ヲ帶剣ス賞勳局總裁ニ申牒スヘシ

賞勳局總裁ハ其申牒ニ依テ勅奏任官竝從六位以上及ヒ勳六等以上ノ者及華族ノ戶主ニハ之ヲ直授シ其他ノ者ハ內務卿又ハ農商務卿ヲ經由シ警視總監府知事縣令ヲシテ之ヲ傳達セシム

○司法省告示第三十二號

奈良地方裁判所管內高田區裁判所出張所五條區裁判所繁家口、小原各出張所福井地方裁判所管內三國區裁判所鯖江、織田各出張所松山地方裁判所管內八幡濱區裁判所三机出張所明治廿四年三月一日ヨリ開廳ス

明治二十四年二月二十一日

司法大臣伯爵山田顯義

雜報

○佛國人の處刑　前の佛國代議士ルイエールは露國の警察長官セクヴェルストック氏を殺害したる虛無黨員パドレウスキーなる者を逃逸せしめたりと公言せしを以て遂に逮捕せられたりしが其公判に據れば右は全く虛名をあさんとの私心に出でたる者と裁決せられて禁錮十二ケ月に處せられ又兇手は隱匿したりとの嫌疑にて拘留せられたるチユスケルシー婦人は毫も私心あしとの斷定に依り減刑して禁錮二ケ月に社會黨新聞記者グレゴアールなる者は連累の廉を以て欠席裁判に依り禁錮八ケ月に處せられたりと云ふ

○清國公使館員　新任清國公使李經方氏が隨へ來りし同公使館員は左の人々なる由同公使より其筋へ通報したるよし

參贊官呂增祥、隨員林介弼、潘恩榮、莊兆銘、孫黜、郭銘新、李昌洵、沈燮、王肇鈺、繙譯官李維格、鄭汝驥、劉慶汾、陶大均、獨逸人薩爾博(H.H.Sulzberger)

○大嶋外四嶋の定期航海　鹿兒嶋縣大嶋の屬嶋なる奥論、鬼界、徳の嶋、沖の江長部の四嶋は從來海上風波暴くして運輸交通の便開けざるより何事も不便にして嶋廳の政令さへ容易に行屆かず爲めに鹿兒嶋縣廳に於ては一昨年來種々計畫する所あり當時大坂商船會社へ照會して交通の道を開かんとしたれども同會社にては何分乘客の往來少あく殊に大嶋を除きては餘り物產多からざる故一時謝絕したりしが此程右各嶋村會の議決を以て一箇年九千圓宛を商船會社利益金の中へ補助すべければとて定期航海の開通を請求し越したるより同會社にては右の補助金にて收支相償ふや否やは豫定し難きも來る三月中旬より同社船吉野川丸を差向け航海を試むる筈なりと云ふ

○水切　玉川上水の縄桝伏換に付明二十三日より凡そ七日間午前六時より午後五時まで水切れの町々は麴町區二番町、上六番町、三番町、一番町、飯田町一圓、富士見町一二丁目等にて尤も雨天は順延のよし

○水難救助及海防策（昨日の續き）

（第二）本邦沿岸航路保護の程度

（一）水路嚮導　日本沿海の水路嚮導業に就き我政府は水先人の定員を限り試驗の上內外人民に許可す水先人の許可を得たるもの明治二十一年々末の調べによれば內國人四名外國人十三人合計十七人なり此業の目的は重もに外國船艦にあるにより同二十一年中日本各開港場に入港したる外國商船數を調べしに其總數一千五百八十四艘百三十三萬八千五百七十噸あり而して水先人は此各船の入港若くは出港毎に一回宛雇入れらるゝものと假定せば即ち水先人一人に付九十三艘宛あり之れを區別せば一人に付汽船五十六艘帆船三十六艘ありとす尤も此の他外國軍艦若干艘あるべし蓋し實際は此の三分の一にも滿たざるべきか何にせよ以上の內外人の比例により推考せば水先業は外國人の專有と云つて可あり本邦人は外國海員及ひ水先人の我沿岸航海權の勢力に對し如何ある感情を抱くや實に嘆ずべきみとあらずや是れ等の水先人は何れの場所に於て平素業務に從事するやを聞くに大抵は港內にあり港口若くは海角に出張し船艦の需に應ずるものは劍崎に二人長崎港口邊に一人のみなりと云ふ

（二）沿海測量　我帝國沿海測量成業の功程に付ては水路部長の（明治二十一年）報に詳あるを以て左に抜觀すべし

內國沿海測量成業の功程

我帝國の沿海萬五千百八十査に據れば既にりしも同十四年於て其延長四以て現時の未す（第十二表）するよ右の割海里を測り得海里も爾後大如し然れども海岸直線にし灣煙霧の險あ區たる內海其平均一ヶ年二時の人員經費に於て始めて

表	內	海
東海道南方諸嶋		
東山道		
山陽道		
山陰道		
北陸道		
南海道		
西海道壹岐對馬共		
北海道		
南西諸嶋		
全國合計		

此れに由れば我し殘區の過半は航路と難破船と海測量は充分にら未蓋し本邦人の進歩をなし良べきものわらざるの日は本邦人の時あり遠方面にあるや豫に憂慮する所を現時水路部には肝付海軍大佐の計を改め半數若竣工なしとも堪へざる所なり茲に論するまで系より分岐したは磁石に奇性の各自其道を研究間柄のものたる大關係あり茲に

（三）航路標識

月改正航路標識至るまでの遞信議は燈標七十二六基あり又將來せし有名ある海十四隻所あり（南して既往の工程